

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（143）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年5月15日号)

小田中 聰樹（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

(今号は2017年6月の4回目、共謀罪成立問題と原発問題を取り上げます。次回から2017年7月に入ります。)

IV 共謀罪法成立の過程

(5) 「共謀罪」成立への抗議

自民党・与党が強行成立を行った6月15日、全国各地で抗議行動が展開され、抗議談話が表明された。数多い中からそのいくつかを書き記す（以下6月17日赤旗による）。

㊤戦争させない北海道委員会は、札幌市大通り公園で緊急行動を展開し700人が参加した。その一人で若者グループ・ユニキタの更科さんは“安倍自公政権はむちゃくちゃで異常だ。共謀罪が通ってもおかしいことはおかしいと声を上げましょう”と語った。

㊦仙台弁護士会は仙台市で訴えた。泉山元仙台地裁所長は、“本会議で自公が数にもの言わせて早期に決めたことは国会の汚点”と話した。また青木元仙台弁護士会会長は、“共謀罪によって国民が監視される可能性が高くなった”と述べた。さらに守屋元裁判官は、“共謀罪廃止のための国会議員を選ぶ第一歩にしたい”と話した。

㊧「戦争させない・9条壊すな！岩手の会」は、盛岡市で緊急デモ行進を行い約300人が参加した。出発前に金野憲法改悪反対県共同センター事務局長は訴えた。“市民と野党の共闘を発展させ民主主義と国民主権を取り戻そう”と。

㊨秋田県憲法センターは、6月14・1

5・16日に秋田駅前で行った。

虻川代表は訴えた。“戦争法・共謀罪を強行採決した安倍政権の蛮行を絶対に忘れない。廃止するまで絶対あきらめない”と。

㊩「共謀罪法の廃止を求める福島県学者・研究者の会」は福島駅前で行った。坂本呼びかけ人は、“県内外の原発全基廃炉、再稼働反対、復興加速という県民の声さえ政府に異を唱えるものは共謀罪で処罰される可能性がある”と訴えた。

㊪戦争法廃止県民運動実行委は山形駅前で行った。そして“もの言えない社会をつくる共謀罪を廃止しよう”と呼びかけた。

㊫北海道深川の「深川平民懇」、北海道釧路市の「戦争させない！9条壊すな！釧路行動実行委」も、リレートーク集会やスタンディングを行い抗議した。

㊬「未来のための公共」（共謀罪の廃棄を求めてきた若者グループ）は声明を国会正門前で読み上げた（6月17日赤旗）。その要旨を書き記す。長文であるが若い人の気概を知ることのできる貴重な声明だと考える。

「私たちは、共謀法のない未来を望みます。大切なことは、世論を喚起し、運用実態を明らかにしつつ、市民とともに共謀罪の

ない未来をつくっていくことです。一緒に共謀罪を止めていきましょう。

決して、これで終わりではありません。私たちは、女性の権利が抑圧されない社会を望みます。少数者の観点がないがしろにされない政治を望みます。格差の拡大を止め、より平等な分配を可能にする社会政策の充実を望みます。働く人が尊厳をもって働ける、そんな社会を望みます。核兵器のない社会を望みます。憲法が守られ、個人の尊厳が擁護され、生活の保障される日本を望みます。

なにより、私たちは、次の世代に、「おかしいことにおかしいといえる社会」を受け渡したいと考えます。政治について考え、行動すること。それは、住みやすい社会を次の世代へと引き継ぐ、未来への責任です。

今後、安倍政権は改憲へと一直線に向かっていくだろうと考えられます。これまで行われてきた政治は、たとえば特定秘密保護法、「解釈改憲」、安保法制、そして今回の共謀罪に至るまで、一貫して、市民の政治的自由を損ない、民主主義的な政治過程を脅かす内容をもつものでした。そして、次に待つ政治課題としての改憲は、まず憲法改正それ自体が目的化されたものであると同時に、自民党改憲草案から明らかのように、市民の権利よりその義務を強調し、公共の福祉より公の秩序を優先させ、立憲主義を否定するものです。現政権による改憲は、私たちの求める未来とは、そして日

本国憲法の掲げる理想とは、著しく異なる、戦前を想起させるような、暗く、閉じた時代をもたらすでしょう。

こうした政治を、こうした政治の先にある自民党改憲草案を、決して容認してはなりません。

私たちの未来は、私たちで決めていきましょう。私たちは、政治に関して未熟ではあっても、おかしいことにはおかしいというべきだと考え、国会前に足を運び、声をあげ、自分の言葉を紡いできました。一緒に政治を変えましょう。一緒に、次の世代に堂々と受け渡せる社会を残しましょう。適切に批判をしつつ、ともに立つ立憲4党を、メディアを応援しましょう。日本国憲法に刻み込まれた理念を擁護し、共に理想に賭けましょう。

そして、この国、社会で生活し、未来に新しい世代を待つ世界に生きる一人として、自民党改憲草案を止めましょう。これ以上の国家の私物化を許す道理はありません。元はといえば、安倍政権を選択したのも私たち自身です。それなら、私たち自身の手で、安倍政権を終わらせましょう。この時代、この場所から改めて、上から一方的に押し付けられる「公」なんかじゃない、今、私たち自身の足元から未来のための「公共」を、私たちで立ち上げましょう。

これは新しい「始まり」です。 」

(6) 「共謀罪」の本質・効果と廃止への展望

① 「共謀罪」法の本質とは一言でいえばファシズム法の刑罰的形態だということである。ファシズム法の役割とは、国民・人民を国家権力の支配と統制の下に置き奉仕せしめる抑圧システムを作ることである。

そのために、「共謀罪」法は国民・人民

を検察・警察権力による不断の日常的監視の下に置き、分断し、分裂させ、孤立させようとする。

そして内心、良心、思想、言論、信教の自由、集会、結社、表現、通信、学問の自由を刑罰の対象化し、取り締まろうとする。

その結果として犯罪構成要件は曖昧化し、罪名は拡がり、罪刑法定主義という近代刑法原則に反するものとなる。

②その効果と役割は、国民・人民のあらゆる民主主義的営為を弾圧し抑圧することである。そのため捜査権限の拡大・濫用へと必然的に赴くのである。

③では私たちは、「共謀罪」法廃止の展望を持つことができるだろうか。私はできると考える。

第一に、私たちにはさまざまな形態の民主的運動を各地、各職域、各層で戦後

に展開してきた豊富な実践があることである。このことは、「共謀罪」反対運動の拡がり如実に示している。

第二に、私達には優れた平和憲法、民主憲法、人権憲法を守り育ててきた実績があることである。

④最後に、6月15日、法律家団体連絡会が発表した優れた抗議声明を全文引用して締め括りとする（憲法運動2017年8月号より）。

共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明

2017年6月19日

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会

| | | |
|------------------|------|------------|
| 社会文化法律センター | 代表理事 | 宮里 邦雄 |
| 自由法曹団 | 団長 | 荒井 新二 |
| 青年法律家協会弁護士学者合同部会 | 議長 | 原 和良 |
| 日本国際法律家協会 | 会長 | 大熊 政一 |
| 日本反核法律家協会 | 会長 | 佐々木猛也 |
| 日本民主法律家協会 | 理事長 | 森 英樹 |
| 日本労働弁護団 | 会長 | 徳住 堅治 |
| 明日の自由を守る若手弁護士の会 | 共同代表 | 神保大地・黒澤いつき |

2017年6月15日午前7時46分、参議院本会議において「中間報告」（国会法56条の3）により法務委員会の採択を省略するという極めて異例な手段によって、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の採択が強行され、同法案は可決成立した。

私たちは、この暴挙に強く抗議する。

共謀罪は、277種類もの犯罪について、日本刑法では例外中の例外とされる予備罪にも至らない、およそ法益侵害のない「計画」（共謀）を処罰するものであり、刑法の原則を根本から壊滅する憲法違反の悪法である。

政府は、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼び、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を批准するためには共謀罪の創設が不可欠である、同条約を批准しなければ東京オリンピックも開催できないなどと宣伝してきたが、TOC条約はテロ防止を目的とするものではないこと、同条約を批准するには共謀罪は不要であること、共謀罪が対象とする277の犯罪にはテロと無関係の犯罪がほとんどであり、テロ対策の法制度は整備済みであること

、従って共謀罪がいかなる意味でもテロ対策法とはいえないことは、すでに明らかになっている。

また、「計画」、「準備行為」、「組織的犯罪集団」等の概念はあまりにも不明確である上、政府答弁も二転三転し、国民は何が犯罪であり、何が犯罪でないのかを知ることができない。別表に掲げられた対象犯罪277が極めて広範であることとあいまって、共謀罪が罪刑法定主義（憲法31条）に違反することは明白である。

共謀罪の最大の問題は、政府に異をとる市民団体などの活動の処罰や、その情報収集・捜査の根拠とされ、市民のプライバシーの権利（憲法13条）、内心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条）を侵害する危険が極めて高いことである。

法務大臣は、衆議院では、条文上何らの根拠がないにもかかわらず、「組織的犯罪集団とは、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織などに限られる」、「通常の団体に属し、通常の社会生活を送っている方々は処罰対象にならない」と繰り返し答弁してきたが、参議院に至って、「対外的には環境保護や人権保護を標榜していたとしても、それが言わば隠れみの」である団体は組織的犯罪集団になり得るとの重大な答弁を行った。また、組織的犯罪集団の「周辺者」も捜査対象となることを認めた。

これは、共謀罪が成立すれば、正当な目的をもつ団体であっても、警察がその目的を「隠れみの」と考えれば、その団体や、構成員ないし「周辺者」とみなされた市民が日常的な警察の監視対象とされることを意味する。

対象犯罪277の中に、組織的威力業務妨害罪や組織的強要罪など、基地やマンション建設に反対する行動などに適用される可能性の高い「犯罪」類型が含まれるだけに、上記の日常的な情報収集をもとに強制捜査や処罰が行われるおそれがある。

こうした重大な答弁が衆議院になってからなされ、十分な審議がますます必要になったにもかかわらず、強引に採決した与党の強権的な国会運営には憤りを禁じ得ない。

法案審議中の5月18日、国連特別報告者ジョセフ・カナタチ氏は、共謀罪法案が「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」との懸念を表明する書簡を安倍首相に送付した。ところが、日本政府はこの書簡に対し、単に「強く抗議」し、何ら回答しないという恥ずべき態度をとった。こうした日本政府の対応は海外メディアでも危惧感をもって大きく報道された。共謀罪法案が、このように国際社会に背を向けて成立した経緯も忘れてはならない。

国会法56条の3第2項は、「特に緊急を要すると認めたとき」に限り、法務委員会の採決を省略して本会議で採決することを認める。しかし、共謀罪を成立させることに何らの緊急性はなかった。共謀罪法案は、そもそも立法事実が存在しない上、法務大臣がしばしば答弁不能になるなど政府側の解釈が最後まで迷走し、疑問や矛盾が山積していたのであり、6月18日の会期末をもって廃案にすべき法案であった。このような法案について、奇策というべき手段で強行採決した与党の国会運営は、議会制民主主義を死滅させる暴挙である。

共謀罪法案の廃案をめざす声は、全国に大きく広がった。おびただしい数の市民集会、デモ、街頭宣伝、国会周辺では連日の座り込みや昼夜の共同行動が行われた。国会内では4野党1会派が結束して闘い、法律家も、日弁連及び52の単位弁護士会の全てが共謀罪に反対する声明を出し、多数の学者、作家、ジャーナリスト、マスメディアも反対の論陣を張った。そのなかで私たち法律家団体連絡会もあらゆる努力をした。世論調査では反対が賛成を上回った。こうした運動の拡がり、共謀罪を発動させない大きな力になると確信する。

「現代の治安維持法」「監視社会を招く違憲立法」として強く批判してきた共謀罪であるが、私たち法律家は、今後も市民・野党と手を携え、共謀罪の廃止をめざし、共謀罪の発動を許さない活動が続ける。その一環として、国連特別報告者カナタチ氏が提案した、「監視活動を行う警察を監督する第三者機関」の設置をめざすことも重要な課題である。私たちは、これからも市民が絶対に委縮することなく、自由に表現し、自由に仲間と集いあえる社会を維持するため、全力を尽くす決意である。

V 原発再稼働と原発輸出

(1) 原発再稼働

①② 2017年6月6日、高浜3号機（関西電力・福井県）が再稼働した（以下6月7日朝日新聞、河北新報、赤旗）。

この再稼働により、福島原発事故後の新規規制基準下で運転される原発は、計3原発5基となる（川内1・2号機（鹿児島県）、伊方3号機（愛媛県）、高浜4号機）。

なお、高浜3号機は、大津地裁が2016年3月に運転差し止める仮処分を決定し、運転中の高浜3号機も停止した。2017年3月の大阪高裁が大津地裁の仮処分決定を取り消した。そのため稼働できるようになり、関電は7月上旬に営業に入るといふ。

②③ 6月6日、福井県内の各地で抗議活動が展開された。福井県庁前では怒りのシュプレヒコールが響いた。その一人、県民会議の宮下事務局長はいふ。“電気は足りている。なぜ再稼働なのか、とても納得できない”、と。

また同日、国会前でも緊急集会（主催・

さよなら原発1000万人アクション実行委）が開かれ、約180人が参加した（6月7日赤旗）。

⑤ 6月24日、首都圏反原発連合は、首相官邸前で、伊方原発・愛媛県、高浜原発・福井県は今すぐやめろ、と抗議の声を上げた。650人が参加した（6月24日赤旗）。

参加者は次のような怒りの声を上げた。

“福島事故は収束していない。茨城県の原発関連施設でも事故が起きた。安全でないことは明らかだ”、“韓国は脱原発を決断した。原発やめよ、は世界の大勢だ”、と。

(2) 原発輸出

① 2017年6月6日、日印原子力協定の承認案が参院外交防衛委員会で自民・公明両党の賛成多数で可決された。この協定は、インドへの原発輸出を可能にするものである。

反対討論を行った井上議員（共）は、その主な理由として2点指摘した（6月7日赤旗）。

(i) 核保有国でありながら核不拡散条約(NPT)未加盟のインドとの協定締結は被爆国日本の姿勢として許されない。

(ii) インドへの原子力協力が決められた2008年以降、同国が保有する核弾頭数が倍加し、100~120発になり、国連安保決議に反して弾頭ミサイル開発を進めておりこういう国と原子力協定を結べば核・ミサイル開発を容認することになる。

②2017年6月7日、日印原子力協定は参院本会議で自民・公明等の賛成多数で可決された(6月8日赤旗)。

一応の結び

(1) 一応の結びとして、いくつかの私的感想を書いてみたい。

①安倍首相の2017年の改憲発言にもかかわらず、その実現のメドさえ立っていない状況が生じている。また戦争法の実現過程でも類似の状況がみられる。

②自民・公明両党は共謀罪の立法化には強引な国会運営により一応は成功したかに見えるが、その反面、広範な国民的反対運動により、その実施・適用はレイム・ダック同然となり、近い将来に廃止に追い込まれるだろうと考える。

③沖縄問題については、2017年6月23日の「沖縄県全戦没者追悼式」における翁長知事の「平和宣言」にその全てが語られているように思う。

③日印原子力協定の承認に対し、市民団体や個人でつくる「日印原子力協定国会承認反対キャンペーン」は、大要次のような抗議声明を出した。

協定締結は、インドの核兵器開発に日本がお墨付きを与えることにつながり、戦後70年間の国民による核廃絶への努力を踏みにじるものだ。反対の声をあげている建設予定地の住民の人権と環境の侵害に日本が手を貸すことにもなる。原発輸出阻止のためにたたかう。

④核禁止条約は大きく前進している。

⑤民主運動・人権闘争は、本稿でも詳述したように思想・信条・イデオロギーを超えて拮抗をみせており、また野党共闘も着実に前進している。

(2) このような現状を踏まえるとき、日本の民主運動・人権闘争は、支配層の改憲策動や戦争国家造りを決して許さないであろう(多少の紆余曲折はあるとしても)。ここに希望を託したいと考える。

(3) なお、6月には森友学園疑惑(国有地格安払い下げ問題)や、加計学園疑惑(獣医学部開設問題)が表面化した。とくには取り上げなかったが、その本質が安倍政権による「政治権力・行政権力の私物化」であることを書き留める。

(2018年3月2日 攔筆)